

(趣旨)

第1条 この規程は、東京工業大学設備共用推進体設置要項(令和3年9月1日制定)第7条第1項の規定に基づき構造実験設備共用推進体(以下「設備共用推進体」という。)が管理・運用する共用設備の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共用設備 構造実験設備共用推進体が管理・運用する研究設備等であって、別に定めるものをいう。
- 二 セルフ利用 利用者が共用設備を直接操作し、構造実験に関する分析・測定(or 試験体及び実験治具の加工・製作)を行うことをいう。
- 三 依頼分析・測定(or 依頼加工・製作) 構造物や部材に関する分析・測定(or 試験体及び実験治具の加工・製作)の業務を東京工業大学(以下「本学」という。)に依頼することをいう。

(利用資格)

第3条 共用設備を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本学の職員、学生、特定教員及び東京工業大学特別研究員(以下「学内利用者」という。)
- 二 本学以外の大学、公的機関、民間企業等に所属する者であって、当該機関において学術研究、研究開発等に従事する者(以下「外部利用者」という。)

(利用用途の範囲)

第4条 共用設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に利用することができる。

- 一 利用が、科学技術又は産業技術の発展を目的とする活動の一環であること。
- 二 利用が、営利を直接目的としていないこと。
- 三 利用が、本学の業務遂行上の妨げとなるおそれがないこと。

(セルフ利用)

第5条 共用設備の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、セルフ利用を希望する場合は、別に定める様式により、設備共用推進代表者に申請するものとする。

- 2 設備共用推進代表者は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る共用設

備の利用許可の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 3 利用者は、設備の利用にあたっては、別に定める約款等を遵守の上、各共用設備の管理者の指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に共用設備を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(依頼分析・測定 (or 依頼加工・製作))

第6条 申請者は、依頼分析・測定 (or 依頼加工・製作) を希望する場合は、設備共用推進代表者へ相談し、当該依頼内容について確認を受けた上で、別に定める様式により、設備共用推進代表者に申請するものとする。

- 2 設備共用推進代表者は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る共用設備の利用許可の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 設備共用推進代表者は、依頼分析・測定の完了後、所定の検査通知書により、速やかに利用者に分析・測定結果を通知するものとする。
- 4 本学は、依頼分析・測定 (or 依頼加工・製作) で得たデータ等について、利用者との依頼相談時に相互確認した以上の保証をするものではない。
- 5 利用者は、依頼分析・測定 (or 依頼加工・製作) において、操作手順確認やデータ信頼性確保の観点から業務実施時に立ち合うことができる。
- 6 依頼分析・測定 (or 依頼加工・製作) における成果物の所有権は、利用者が有する。

(利用料等)

第7条 共用設備等の利用については、有償とし、利用方法に応じて、別表に定める利用料を徴収する。

- 2 前項のほか、利用に係る講習の受講や資格取得に要する費用については利用者の負担とする。
- 3 前2項のほか、利用者は、共用設備の利用に要する材料、消耗品等について、その実費を負担しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、科学技術創成研究院の長が特に認めたときは、利用料等の全額又は一部を免除することができる。

(利用料等の納付)

第8条 学内利用者に係る利用料等の納付については、予算の振替により行うものとする。

- 2 外部利用者に係る利用料等の納付については、本学の発する請求書に基づき、本学が指定する預金口座へ、本学が指定する期日までに、振り込むことにより行うものとする。

(利用の中止等)

第9条 設備共用推進代表者は、共用設備の故障等により、その利用ができなく

なったときは、利用を中止し又は延期することができる。この場合において、設備共用推進代表者は、当該中止等の措置について、利用者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の利用の中止等の措置により利用者に生じた損害について、本学はその責を負わない。

(秘密保持・知財)

第10条 外部利用者は、自らの知的財産権の保護のために、知的財産権の取扱い及び秘密保持のための覚書を(研究・産学連携本部長)と締結することができる。

(利用の取消し等)

第11条 設備共用推進代表者は、次の各号に掲げるときは、利用の許可を取り消し、又は直ちに利用を停止することができる。

- 一 利用者が、この規程に違反し、共用設備の使用に重大な支障を生じさせたとき。
- 二 外部利用について、指定の期日までに利用料の納付が確認できないとき。

(事故賠償)

第12条 大学は、利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わないものとする。

- 2 利用者は、故意又は重大な過失により、その利用に係る共用設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(謝辞記載)

第13条 利用者が、論文などによりその成果を公表する場合には、共用設備を利用した旨の記載をしなければならない。

(法令等の遵守)

第14条 利用者は、共用設備の利用にあたっては、この規程のほか、大学の規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

(事務)

第15条 共用設備の利用申請・承認に関する事務は、科学技術創成研究院業務推進課において行う。

- 2 共用設備の利用料の徴収に関する事務は科学技術創成研究院業務推進課において行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表 利用料金表

設備名	セルフ利用	依頼分析・測定
温度可変型高剛性材料試験機	2千円/日	作業量に応じて、 相談時に決定
油圧式万能試験機	2千円/日	作業量に応じて、 相談時に決定
衝撃的高速度破壊実験装置 一式	2千円/日	作業量に応じて、 相談時に決定
静的サーボコントローラシステム	2千円/日	作業量に応じて、 相談時に決定
多自由度大変位実験システム	2千円/日	作業量に応じて、 相談時に決定
※資本的支出	2千円/日	作業量に応じて、 相談時に決定